

## 第22期第15回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月6日（月）15:00
- 2 開催場所 函館国際ホテル
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄  
若山 唯敏、山下 勉、佐々木治一、瀧川 久市  
柴田 一、森 祐、三上 浩、坂田 憲治、吉田 直樹
- 4 臨席者 八雲町漁業協同組合 代表理事組合長 山縣 光徳  
渡島定置漁業協会 事務局 柳元 孝二  
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高谷 則幸  
漁業管理係長 高尾 力  
技 師 小澤 友稀  
技 師 森島 崇矢
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題  
議案第1号：特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等  
について（答申）  
議案第2号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）  
議題第3号：まぐろはえなわ漁業の委員会指示について
- 7 その他

## 議 事

北 局 長	<p>ただいまから第22期第15回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。</p>
阿部会長	<p>開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>年度末の何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の八雲町漁業協同組合、山縣組合長、渡島定置漁業協会、事務局の柳元様、また、渡島総合振興局からご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、令和4年度も、残りわずかとなってまいりました。</p> <p>令和5年度は、道において、新たな北海道水産業・漁村振興推進計画がスタートし、漁業法改正後、初の漁業権の一斉切替が行われる年であり、現在、作業が進められているところでございます。</p> <p>これら節目の年にあって、安全かつ良質な水産物の安定的な供給や管内の基幹産業であります水産業を今後どのように発展させるかなど、様々な課題に対して、当委員会としても、適切な審議を行っていくことが重要であると考えているところでございます。</p> <p>引き続き、皆様のご協力、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日、ご審議をいただく議案は、北海道知事から諮問がありました「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）」、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）」、「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」の3件となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。</p>
北 局 長	<p>本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。八雲町漁業協同組合、山縣組合長さま。</p>
山縣組合長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
北 局 長	<p>渡島定置漁業協会事務局、柳本さま。</p>

柳元専務	よろしくお願ひします。
北 局 長	渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長さま。
高谷課長	よろしくお願ひいたします。
北 局 長	同じく、高尾係長さま。
高尾係長	よろしくお願ひします。
北 局 長	同じく、小澤技師さま。
小澤技師	よろしくお願ひします。
北 局 長	同じく、森島技師さま。
森島技師	よろしくお願ひいたします。
北 局 長	以上でございます。
阿部会長	議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。
北 局 長	本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。 総委員13名中、13名の出席となっております。
阿部会長	総委員数13名中、13名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。
阿部会長	次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。 「山下委員さん」と「佐々木委員さん」にお願ひしたいと思ひます。 よろしくお願ひします。
(議案第1号) 阿部会長	それでは、さっそく議案第1号の「特定水産資源に関する令和5管理年度

における漁獲可能量の当初配分案等について」を事務局から説明いたします。

北 局 長

失礼ですけれども、座ってご説明させていただきます。

それでは資料1-1、1ページをご覧ください。

北海道知事からの諮問となります。

諮問の内容は、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和5年4月から令和6年3月までの管理期間となるクロマグロ、スケトウダラ、スルメイカの3魚種となります。

また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更に係る扱いについて、同条第5項において準用する第2項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものでございます。

それでは、まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

ページをめくっていただき、2ページをご覧ください。

知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案が示されております。

詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

まず「資料1-2」、「令和5年のTACについて」をご覧ください。

これは、2月13日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要となります。

まず、すけとうだら太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量は22,800トン、2021年の平均親魚量は45,700トンで、MSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTACは、3年間固定の3年目で令和4管理年度と同じ170,000トン、大臣許可漁業への配分が99,700トン、北海道漁獲可能量は、69,100トンと、前年と同量となっております。

次に、日本海北部系群ですが、MSYを達成する親魚量は380,000トン、限界管理基準値は171,000トン、2021年の親魚量は103,000トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき、令和5管理年度のTACは15,300トンとなり、大臣許可漁業への配分8,300トン、北海道漁獲可能量は、6,900トンとなっております。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源についてですが、ロシア水域との「またがり資源」であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考

慮して漁獲可能量が算定されております。

いずれも前年と同じで、令和5管理年度のTACは「オホーツク海南部」は、58,000トンとなり、北海道漁獲可能量は現行水準、「根室海峡」は15,000トンで、全量が北海道漁獲可能量となります。

次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群があり、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

冬季発生系群のMSYを達成する親魚量は234,000トン、2021年の親魚量は、48,000トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は329,000トン、2021年の親魚量は239,000トンで目標管理基準値を下回る資源状態となります。

するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和5年のTACとして設定されています。

大臣許可漁業への配分が49,900トン、北海道漁獲可能量は前年と同じく、5,600トンとなっております。

なお、大臣許可漁業のいか釣り漁業では、令和5管理年度から法に基づくIQ管理が行われます。

IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は、50,700トンとなるとのことです。

するめいかについては、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が崩壊する懸念が研究機関から示されていることから、今後、ステークホルダー会合を開催するなど、漁獲シナリオの見直しが行われる見込みとなっております。

詳細については、2ページ以降に添付してございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

なお、クロマグロについては、別途ご説明させていただきます。

次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。

資料1-3、1ページの【すけとうだら】をご覧ください。

②に記載のとおり、「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準としております。

なお、根室海峡は管理区分が一つですので、15,000トン全量を根室海峡漁業へ配分されます。

③「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけ

とうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準となっております。

④「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和2年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分し、すけとうだら漁業は、5,560トンとなります。

⑤「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「令和2年のTACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分することとしており、いずれも令和4管理年度と同量で、道南太平洋全体が63,900トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が、2,300トンとなっております。

また、道南太平洋海域における63,900トンの「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、道が定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分し、道南太平洋のすけとうだら漁業が46,400トンとなります。

これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、2ページと3ページに基礎となる数字が記載されておりますので、後ほどお目通し願えればと思います。

次に、4ページの【するめいか】をご覧願います。

するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しており、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理で、5,600トン全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分しております。

なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、8ページと9ページに詳細を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、くろまぐろについて5ページをご覧願います。

くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において、海域別の管理を行う体制としております。

詳細な経緯と内容は7ページに記載しているもので、後ほど、ご覧いただければと思います。

このため、令和5管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トン、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとなります。

小型魚につきましては、過去の超過分の残り123.2トンを当初配分128トンから差し引いた、4.8トンが差し引き後の当初配分数量となりますが、操業に支障を来すことから混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加され、17.6トンが当初で配分されております。

ただし、今後、令和4管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分があった際は、混獲管理用の12.8トンは国の留保に返還することとなります。

6ページに「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

最後に、資料、戻っていただき、「資料1-1」の4ページ、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。

漁獲可能量の変更については、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聞き、同意を得ておくことで、事後報告で対応できることとされてきたところです。

また、すけとうだら根室海峡につきましても、期中改訂による追加配分の可能性があり、その場合、迅速な配分が必要となることから、これら資源につきまして、令和5管理年度においても同様に、予め配分方法を定めて、事前に海区漁業調整委員会の意見を聞き、同意を得て、迅速な配分に努めたいとのことをございます。

下段にあります「2今後の取扱い」をご覧ください。

(1) まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道漁獲可能量へ配分することとする。

5ページに移りまして、(2) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除することとする。

(3) すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分することとする。

(4) すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。

(5) すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。

(6) すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分することとする。

(7) するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。

これらについて、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいとのこととございます。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第1号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

森委員

ちょっと確認させてほしい。

クロマグロについて、令和5年度の配分は理解するんだけど、令和6年度以降は、過去のオーバーした数字は、消えると思っているが間違いないか。

高尾係長

漁業管理課に先日確認したところ、令和5年度、今回の配分において、過去の超過分は無くなったと聞いていますが、令和4年度の繰り越し分が確定していないので、おそらくその数字が確定した段階で、今年終わったのか、それとも来年終わるのか確定すると思いますので、改めて確認して、ご報告したいと思います。

阿部会長

伸びることはないのか。

高尾係長

伸びることはないです。

高谷課長

途中の追加配分の時とかに、その辺が配慮されると聞いております。

阿部会長

ほか、何かございませんでしょうか。



各 委 員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各 委 員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長 それでは、次に議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を事務局から説明いたします。

北 局 長 本日、諮問させていただく案件については、令和5年度に許可の有効期間が満了する知事許可漁業の更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「いか釣り漁業」の道内者と道外者、「いるか突棒漁業」の道内者、振興局処分の「小型機船底引き網漁業（手繰り三種）」の4件となります。

それでは、一括してご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。

1ページ目が、本庁処分の知事許可漁業に係る諮問となります。

ページ飛んでいただいて、4ページ目をご覧ください。

まず始めに、「いか釣り漁業」道内者の告示（案）となります。

資料左から、「漁業種類」、「操業区域」、「漁業時期」、「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」、「船舶の総トン数」、「漁業を営む者の資格」、「許可又は企業の認可を申請すべき期間」、「備考」となっており、4ページ目から8ページ目までございます。

内容については、記載のとおりとなっており、「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、前回公示からの変更はございません。

「船舶等の数」については、廃業などに伴い、全体で1,115隻となり、前回公示から、54隻減となっております。

詳細については、「資料2-2」1ページ目と2ページ目に記載してございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により1ヶ月を下回らないこととしており、「令和5年3月28日から令和5年4月27日」までを予定しております。

続きまして、9ページをご覧ください。

「いか釣り漁業」道外者の告示（案）となります。

9ページから12ページまであり、記載のとおりの内容となり、こちらについても、「許可又は企業の認可をすべき船舶等の数」と「許可又は企業の認可を申請すべき期間」以外につきましては、前回公示からの変更はございません。

「船舶等の数」については、廃業などに伴い、全体で345隻となり、前回公示から、4隻減となります。

詳細については、先ほど同様「資料2-2」3ページに記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

申請すべき期間については、道内者と同じく、「令和5年3月28日から令和5年4月27日」までを予定しております。

続きまして、13ページをご覧ください。

「いるか突棒漁業」道内者の告示（案）となります。

内容については、記載のとおりとなり、前回告示からの変更箇所として、「漁業を営むものの資格」が、「各総合振興局内に住所を有する者」から「北海道上に住所を有する者」と変更されております。

これについては、「制限措置等の取り扱い」の記載に合わせた変更であり、振興局ごとに許可枠を設定せず、全道枠としての公示となるものです。

申請すべき期間については、「令和5年5月30日から令和5年6月29日」までを予定しております。

また、資料2-2、5ページ以降に、各漁業の制限措置等の取扱いを参考に添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、振興局処分の諮問となります。

資料の2-3をご覧ください。

1ページ目が道からの諮問となります。

ページめくっていただいて、2ページをご覧ください。

「小型機船底びき網漁業（手繰第三種）」の告示（案）で、4ページまでござ

います。

左から、簡単にご説明いたします。

(1) 漁業種類は「小型機船底びき網漁業（手繰第三種）」カッコ書きで対象種を記載しております。

対象種については、様々あり、それによって区分されています。

(2) 操業区域は、各漁業共同組合の共同漁業権漁場区域内ということになってございます。

(3) 漁業時期は、漁業種類、操業区域ごとに、資料のとおり定められております。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」とし、(5) 船舶の総トン数は、「10トン未満」、(6) 漁業の資格を営む資格としては「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」としております。

申請すべき期間は、毎月1日から末日まで、随時、申請を受け付ける内容となっております。

備考欄には、許可の有効期間や条件、申請書提出先などが記載されております。

なお、本内容については、前回の告示内容から年次以外の変更は無く、同内容となっております。

5ページ以降については、参考に、「制限措置等の取扱い」を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長

次に、議案第3号の「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」を事務局より説明いたします。

北局長

資料3をご覧ください。

令和5年2月14日付けで、津軽海峡まぐろはえなわ漁業協議会から、漁場利用の円滑な調整と紛争の未然防止を図ることを目的に、漁業法第120条第1項に基づく委員会指示の発動について、要請を受けたものでございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。

こちらが、委員会指示案の全文となっております。

本委員会指示は、1年を有効期限として、毎年、新たに発動されているもので、昭和49年より、発動を繰り返しているものです。

主な内容について、ご説明いたします。

まず、1の制限区域ですが、函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋埼灯台中心点とを結んだ線と北斗市葛登支灯台中心点から152度の線との間における渡島総合振興局管内沖合海域となります。

4ページに概略図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

2の操業期間については、6月1日から翌年1月31日まで、3の操業禁止時間は、午後10時から翌日午前2時まで、4の操業の承認については、渡島海区の承認が必要となる旨を規定しております。

6の制限隻数については、40隻以内としております。

続きまして、5ページをご覧ください。

委員会指示の新旧対照表となっております。

左側が令和5年(案)、右側が令和4年で、委員会指示の変更点は、年次のみでございます。

8ページをご覧ください。

こちらが、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領の新旧対照表でございます。

左側が令和5年度(案)、右側が令和4年度となっております、9ページまであ

ります。

変更点は、こちらも、年月日のみとなっております。

10ページに事務取扱要領の全文、11ページから19ページに、各種様式を添付してございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

続きまして、20ページをご覧ください。

こちらは、令和元年度から令和4年度の「海峡まぐろはえなわ漁業」の水揚げを取りまとめたものでございます。

令和4年度は、漁獲尾数628尾で、重量約83トン、金額約4億5,900万円となっております。

最後に21ページをご覧ください。

こちらは委員会指示に関する評価調書でございます。

当委員会事務局と渡島総合振興局産業振興部水産課が検討した結果、委員会指示の発動は妥当であり、「見直しの必要なし」と判断いたしました。

なお、検討結果の詳細は、22ページから23ページに記載してございますので、後ほどお目通し願えればと思います。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第3号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようようですので、議案第3号については、漁業法第120条第1項の規定による委員会指示の発動をいたしますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議無し」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長

次に、「次第」の3「その他」でございますが、事務局から、報告事項がありますので、ご説明いたします。

北局長

事務局から、2点ほど、ご報告がございます。

まず、1点目、資料はございませんが、先の第14回委員会において協議いたしました、「掛川委員」と「桜井委員」の辞任について、2月24日付けで、道から解任の辞令が発令されましたので、お知らせいたします。

なお、委員の補充選任について、現在、道において、事務を取り進めているところでございます。

次に2点目ですが、現在、進められております、漁業権切替のスケジュールでございます。

お手元の「参考資料」をご覧ください。

この表については、「共同・区画」の漁業権切替スケジュールに係るもので、定置漁業権は含まれておりません。

黄色の箇所が当委員会の開催予定時期となっております。

9月1日の免許から逆算しますと、次の委員会において、振興局最終案の協議が必要となります。

現在、3月下旬で調整しているところですが、3月27日に地区増協さんの理事会があることから、理事会終了後に引き続き、当委員会を開催することで調整しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

阿部会長

いま、事務局から説明しましたとおり、漁業権切替に係る委員会を時間の無い中で進めて行く必要があるとともに、今後、委員会の開催が増えてくるものと思いますので、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

阿部会長

「その他」、何かございますか。

各委員

「ありません。」

阿部会長

何もないようですので、本日の委員会は終了いたします、本日はありがとうございました。